

平成

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

二十七年

平成二十七年六月十九日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十七年六月十九日 午前十時開議

- 第一 選第一 一号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第二 議第三十四号 五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 議第三十五号 五條市食肉処理加工施設設置条例の制定について
- 議第三十六号 五條市上野公園条例の制定について
- 議第三十七号 五條市阿田峯公園条例の制定について
- 議第四十一号 五條市都市公園条例の一部改正について
- 議第四十二号 五條市上野公園等条例の廃止について
- 議第四十三号 市道路線の変更について
- 議第四十五号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第四十六号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第四十七号 平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 議第四十八号 平成二十七年五條市大塔診療所特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 議第四十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算(第一号)議定について
- 第四 同第三号 五條市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

- 第五 発議第九号 認知症への取組の充実強化に関する意見書について
- 第六 発議第十号 五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を総務文教常任委員会に委任する決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山口	福塚	岩本	窪本	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍	吉	雅	耕			佳		康	雅	清	全
雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	太田好紀
副市長	榎内成吉
教育長	堀内伸起
理事（総務部長）	山田和宏
市長公室長	福塚勝彦
危機管理監	山本修二
すこやか市民部長	稲次裕美
あんしん福祉部長	河村康友
産業環境部長	辻信彦
都市整備部長	中稔泰彦
教育部長	近井稔巳
西吉野支所長	山本利稔
大塔支所長	泉谷進治
水道局長	河田博幸
会計管理者	西尾佳子
秘書課長	西尾佳子
企画政策課長	水本俊美
財政課長	和田剛明
土地開発公社事務局長	上田幸則

事務局職員出席者

事務局長	竹本勝治
事務局次長	久保雅彦
事務局係長	辰巳大輔
事務局主任	片山仁美
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

初めに、感謝状の伝達を行います。

事務局長に紹介させます。

○事務局長（竹本勝治）命により、私から御紹介を申し上げます。

去る、六月十七日に開催されました全国市議会議長会第九十一回定期総会におきまして、全国市議会議長会評議員として重責の職にあり、会務運営に御尽力いただきました窪 佳秀議長及び益田吉博議員に感謝状の授与がございました。

以上で紹介を終わります。

それでは、議長からその感謝状を伝達していただきます。

お名前をお呼び申し上げますので、御登壇ください。益田吉博議員。

〔益田吉博登壇〕

○議長（窪 佳秀）感謝状

五條市 益田吉博殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものとありますので第九十一回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

平成二十七年六月十七日

全国市議会議長会 会長 岡下勝彦（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○議長（窪 佳秀） 以上で感謝状の伝達を終わります。

感謝状をお受けになりました益田吉博議員には、議長在職中に五條市議会を代表して全国市議会議長会の発展に尽くされた御功績に対し、深甚なる感謝の意を表わしますとともに、今後ますます御精励をいただきますようお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀） 初めに、日程第一、選第一号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が五名生じたため、市議会議員から五名を選出することになりますが、六名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第八条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（窪 佳秀）ただいまの出席議員数は十二名であります。投票用紙を配布させます。

なお、候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配布しておりますので、参考にしてください。

〔投票用紙配布〕

○議長（窪 佳秀）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（窪 佳秀）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（窪 佳秀）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び吉田雅範議員を指名いたします。
よって両議員の立ち合いをお願いいたします。
投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（窪 佳秀）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十一票

無効投票 一票

有効投票中

西村元秀	大和高田市議会議員	九票
大橋基之	天理市議会議員	ゼロ票
札辻輝巳	桜井市議会議員	ゼロ票
伊木まり子	生駒市議会議員	ゼロ票
遊田直秋	大和郡山市議会議員	ゼロ票
向川征秀	大和高田市議会議員	二票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙に関する規則第八条の規定により、選挙長に報告をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、議第三十四号から議第三十七号及び議第四十一号から議第四十三号並びに議第四十五号から議第四十八号

の十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会岩本孝委員長。

〔厚生建設常任委員長 岩本 孝登壇〕

○厚生建設常任委員長（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十四号から議第三十七号及び議第四十一号から議第四十三号並びに議第四十五号から議第四十八号の十一議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、五日の本会議において当委員会に付託され、八日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十四号 五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきましては、歯と口腔の健康づくりに関して、国・県において、法律や条例が施行されたことに伴い、市民の歯と口腔の健康づくり推進に関する基本理念を定め、市の責務や保健医療等関係者の役割を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるもので当局の説明により了承した次第であります。国が法律を作った動機、本条例の関係者に歯医者を含むのかどうか、又市民に対し強制的に義務を課すことにならないのかどうかについて対し、「動機については、日常生活における歯科疾患の予防への取組が、口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、国や地方公共団体の責務等を明らかにするため法律が作られたものである。保健関係者については、歯科医師会も入っている。また、市民に義務を課すことについては、強制ではなく努めるとなっている。」との答弁がありました。

次に、議第三十五号 五條市食肉処理加工施設設置条例の制定につきましては、本年十月から食肉処理加工施設が稼働することにより、捕獲した有害鳥獣の食肉加工体制を円滑・安全に遂行し、ジビエ肉を地域の資源として捉え、有効活用をするために制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設に必要な技術、能力、知識等をもつ職員の配置について対し、「イノシシ等を解体できる能力や食肉加工の有資格者一名を考えている。また、地元雇用として掃除やお手伝いをしていただける方一名を考えている。」との答弁があり、委員から、製品化する上でロスがないような能力も必要であり、もう少し詳細な部分の肉付けもお願いしたいとの意見がありました。また、委員から、施設の完成時期について対し、「施設は三月末に完成しているが、オープンは十月一日を予

定している。その間は、進入路の整備や備品等の搬入を行うものである。」との答弁があり、委員から、進入路及びアクセス道路の整備もお願いしたいとの意見がありました。また、委員から、市民等が食肉処理加工施設へイノシシ等を持ち込んだ場合の解体や加工についてただし、基本的には五條市が捕獲したり、五條市が猟友会に依頼し捕獲した獣肉が対象であり、猟友会等が狩猟期間に狩猟したものは血液検査等も必要なことから当面は対象外である。また、受け入れるイノシシ等についても、放血を完全にしたものしか受け入れなかったり、国や県のガイドラインをクリアしたものしか受け入れられないものである。」との答弁があり、委員から、猟友会の意見も聞きながら今後検討してもらいたいとの意見がありました。また、委員から、食肉の取扱いについて、国や県の法律や方針に沿った規則等の制定の必要性及び市が捕獲していないイノシシ等の検査を受けた場合の取扱いについて、規則等については、施行規則を定め、詳細については要綱・要領等によりガイドラインを定める。内容としては、全頭検査、血液検査や捕獲から搬入までの記録や解体・加工の記録をとるトレーサビリティや河川の水質検査を年二回行うとともに、処理加工施設については、月一回の自主検査を考えている。また、市が捕獲していないイノシシ等の取扱いについては、現在は考えていないが、運営等が十分できるような状況になれば検討していきたい。」との答弁があり、委員から、汚水処理の方法について、現在の考えは、「十人槽の浄化槽を設置するとともに、砂のろ過装置を透して下流に放流する。また、放血の処理については、受皿で受け、凝固して焼却処理をする。」との答弁がありました。また、委員から、みどり園からやまと広域環境衛生事務組合のごみ焼却施設へ移行した場合の廃棄処分となった個体等の受入について、受け入れてもらえないよう整理してもらいたい。また、いるところである。」との答弁があり、委員から、受入態勢をお願いするとともに、産業廃棄物とならないよう整理してもらいたい。また、当面市が捕獲していないイノシシ等は受け入れないことについて、市民に周知・説明をして進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、議第三十六号 五條市上野公園条例の制定について、議第三十七号 五條市阿田峯公園条例について、議第四十一号 五條市都市公園条例の一部改正について及び議第四十二号 五條市上野公園等条例の廃止につきまして、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

議第三十六号及び議第三十七号につきましては、これまで五條市上野公園等条例として、五條市上野公園、五條市阿田峯公園の両公園を設置してきたが、利用状況等の整理を行うためそれぞれ単独で設置するもので、議第四十一号は、五條市上野公園条例及び五條市阿田峯公園条例の制定に伴い、文言の整備を行うもので、議第四十二号は、五條市上野公園条例及び五條市阿田峯公園条例の制定に伴い廃止するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、上野公園市民プールの再開時期について、公園運営及び整備検

討委員会で意見を集約して対応を検討していく。現在、明確な答えはまだない。」との答弁がありました。また、委員から上野公園と阿田峯公園での料金設定の違いについてたまたまのに対し、「把握していないので、どういう経緯で料金設定されたのかも含め調査し検討してまいりたい。」との答弁があり、委員から、議案を出すにあたって準備不足であり、今後このようなことのないようにしてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、利用状況等の整理についてたまたまのに対し、「上野公園の会議室に公園緑地課が入るので利用施設から削除したり、市長が特に必要と認めた場合は、市で施設管理や開園時間を変更することができるようにしたことや、両公園のテニスコートの利用料を一時間五百円に統一したこと等である。」との答弁があり、委員から、上野公園と阿田峯公園の施設利用の料金体系等に格差がある。また、今後、(仮称)五條総合体育館の内容を条例に追加するときは検討して、抜かりのないようにしてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、五條市都市公園条例の一部改正の内容についてたまたまのに対し、「五條市都市公園条例の中で上野公園、阿田峯公園について条例を制定することにより分離するものである。」との答弁がありました。

トイレ休憩のため午前十一時十九分に休憩に入り、午前十一時三十五分に審査を再開しました。

次に、議第四十三号 市道路線の変更につきましては、平成二十四年六月に策定された「五條市まちづくり構想」に基づき事業実施する市道野原西十九号線の終点及び幅員の変更をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から理事者に対し、資料の請求及び配布請求があり、許可後資料を配布しました。委員から、市道の幅員が一〇から一五メートルでとなっているが、他の資料では最大一九メートルぐらいのところもあったのを目にしましたが、市道認定部分以外の土地の利用についてたまたまのに対し、「両側残地については修景緑地として整備予定である。」との答弁がありました。また、委員から、地権者数についてたまたまのに対し、「西側で十名、東側で十四名の合計二十四名である。」との答弁があり、委員から、地権者の方に事前に説明をし、協力を得られるようすべきであるとの意見がありました。また、委員から、幅員の違いについてたまたまのに対し、「旧の部分は一〇メートルで、新たに改修する部分は一五メートルである。」との答弁がありました。また、委員から、直角に曲がる部分のすみ切りについて、また、どちらか一方に寄せることはできないのかたまたまのに対し、「なるべく北側に寄せた法線となっている。また、すみ切りは施工予定である。」との答弁がありました。

次に、議第四十五号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ二百四十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億四千五百三十万円とするもので、歳出としては、下水道事業法適化基本方針検討業務委託料二百四十万円、その財源は、地方公営企業法適化事業債二百四十万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により

了承した次第であります。

次に、議第四十六号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千五百一十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一千八百四十一万円とするもので、歳出としては、需用費三十万円、役員費一十万円、委託料一千四百八十万円を追加し、その財源は、一般会計繰入金一千五百一十万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、当該地の場所、周辺住民の同意、用地の購入先及び面積についてただしたのに対し、「場所は、五條市中之町一〇四五番他の一ほか二十三筆で、あづみ台と五條西中学校との間の北部幹線沿いの土地を考えている。地権者は大和ハウス工業株式会社で、地元合意形成はまだ図れていない。面積は七万七千平方メートルを考えている。」との答弁があり、周辺住民の同意については法律上どうなっているのか。また、五條西中学校の生徒に心配のないような対策は考えているのか。また、地権者は大和ハウス工業株式会社であるので土地の買収については過去の経緯を踏まえるべきであるが、買収価格は決まっているのか。また、「周辺住民の同意については法的なものクリアしている。また、五條西中学校の生徒の件については、学校やPTAと協議を行い、進入路の安全確保や夜間照明などの点を考慮するとともに、田園地区からの生徒が多数いるので北側の歩道を通るよう指導する」との校長の見解であった。用地価格はまだ算出できていない。」との答弁があり、委員から、法的に問題がなくても周辺住民の方の理解と同意を得られる努力をして、ある程度見通しが付いてから予算を計上すべきではないかとただしたのに対し、「法的には地元の同意はいらぬが、同意がまったくないということでは進めていない。既に六回ほど地元の方と出会うて交渉をしており、この一年間で同意が得られた場合、すぐに対応できるように、新たな説明資料等の作成に必要な調査等をしていきたい。また、地域の代表者には今回補正予算を計上することも話をしている。」との答弁があり、委員から、同意を得られない場合でも予算を執行するのかわたしたのに対し、「地元の了解を得られてから執行するものである。」との答弁がありました。

昼食のため午後零時十五分に休憩に入り、午後一時三十分審査を再開しました。

次に、議第四十七号 平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、公費を投入して低所得者に対する保険料の軽減強化を行うため、一般会計で受け入れた国庫・県費を含む財源を市の負担分とともに繰り出し、介護保険特別会計において受け入れるため、第一号被保険者介護保険料を一千七十九万二千円減額し、一般会計繰入金一千七十九万二千円を追加し、歳入の内訳変更をしたもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、一般の方からの保険料収入が減った

のか、国や県からの収入が減ったのかたがたのに対し、「一般の方の保険料が軽減され、その分を国が二分の一、県が四分の一、市が四分の一補填するものである。」との答弁がありました。

次に、議第四十八号 平成二十七年五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ三千四百四十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ八千六百三十万円とするもので、歳出としては、大塔診療所改修工事費二千七百四十万円、改修工事に伴う設計業務委託料百五十万円、監理業務委託料五十万円及び電子カルテ購入費五百万円を追加し、その財源は、一般会計繰入金二千七百四十三万一千円及びへき地診療所施設整備事業補助金六百九十六万九千円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、改修工事における工事箇所ごとの費用については、工種ごとの費用内訳について答弁が繰り返されたため、意見調整のため午後一時五十一分に休憩に入り、午後二時に審査を再開しました。

再開後、改修工事における箇所ごとの費用算出はしていないため、工種ごとに詳細な説明があり、委員から、エレベーター自体の安全管理も考慮してもらいたいとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された十一議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、五條病院改修工事に伴う仮設診療所の設置場所について及び五條市立養護老人ホーム花咲寮の整備概要について報告を受けた後、五條市立養護老人ホーム花咲寮の現状について現地視察を行った次第であります。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）質疑応答というほどのものと違いますんやけど、報告のところの一番最後に、花咲寮の現状について現地視察を行った次第でありますと、最後にありますけれども、花咲寮の現状について視察を行ったということは、花咲寮を見に行かれたのですか。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝委員長。

○厚生建設常任委員長（岩本 孝）花咲寮の現状を説明を受けて視察した後、候補地となっている土地にも行きました。
以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）候補地もそのときは見に行かれたと今委員長から報告ありましたけれども、候補地はこの間予算委員会の後、資料をいただきましたが、選定委員会では民間のようになっていたと思えますけれども、議会で見に行くことは、そんなよその土地見に行くって、これは大体理事者の方で内々で話はできていますんけ。報告のところには、所有者の許可を得てませんとか、了解を得ていませんとか、書いてあったように思うのですけれども。了解も得ていないところに、議会が勝手によその土地見に行ってもいいんかえ、それ。厚生で行ったんやから、厚生委員会の責任やけれども、俺は厚生と違うから関係ないけれども。（「七番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）七番岩本 孝委員長。

○厚生建設常任委員長（岩本 孝）車の中から見たような程度ですので、中に入つてとか、そういうふうなことはなかったのです。

報告でございますので、よろしくお願いします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）報告は報告で分かつとるえ。そやけど本会議で報告しとんのやさかい。黙つとつたらそれを認めたことになるやろ。ほかの議員さんも。（議場に声あり）議長、もうこの話打ち切るんかえ。

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員、再度。

○十一番（益田吉博）委員会として、もちろん議長も行かれていますと思うのやけれども、地主の了解を得ていないとか書いてあったからな。俺、聞いとるだけやん。内々で市の言うことやさかい構へんと、市に売るんやったらしゃないわな、というような了解を地主に得とんのやつたらなんぼ見に行こうが、それは構わないと思えますけれどもね。そこまで話できているのか聞いていただけ。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私も厚生建設委員でありまして、視察に行かせていただきましたので、実際のその経過を申し上げますと、花咲寮の建て替えの計画の報告が厚生建設常任委員会でありまして、いただいた資料の中には、候補地幾つか挙げられまして、委員会としては絞った候補地はここだという番地も含めて資料にありました。しかし売ってくださいよという了解はもらってないということであつて、遠くから見ると

いうことは、私はそんなに差し支えないことであつたのではないかなど、予定地の中へは誰も一歩も足を踏み込んでいませんからね。周辺で見ただけですからね。だから私はやっぱり報告書の中に番地まで入れて挙げられているわけですから、その敷地の中に足さえ踏み込んでなかったら見せていただいたことはそんなに問題はないというふうに思います。

○議長（窪 佳秀） 益田議員に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案に対する質疑につきましては、去る五日の議案審議において既に終了いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本十一議案につきましては、討論を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よつて本十一議案は討論を省略することに決しました。

これより本十一議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本十一議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よつて本十一議案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第三、議第四十四号を議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会山口耕司委員長。

〔予算審査特別委員長 山口耕司登壇〕

○予算審査特別委員長（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第四十四号につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、六月五日の本会議におきまして、慎重審議を期するため設置され、本議案が付託されました。

委員には、吉田雅範議員、福塚 実議員、吉田 正議員、宗部康寛議員、牧野雅一議員、養田全康議員と私、山口耕司の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、山口耕司が、副委員長に養田全康委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については十一日から十二日までの二日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議いたしました。

以下、十一日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の質疑の概要につきましては、次のとおりであります。

一 土木工事における入札制度の現状等についてただしたのに対し、「税込みの予定価格に対して五百万円未満のDランクは五十八業者、五百万円以上一千二百万円未満のCランクは三十四業者、一千二百万円以上二千万円未満のBランクは十二業者、二千万円以上四千万円未満のAランクは五業者、二千万円以上七千万円未満のA一ランクは六業者、それ以上はJ Vを組むことになる。また、入札方法は、Dランクが指名競争入札、Cランクが一般競争入札、Bランク以上が一般競争入札総合評価落札方式であり、入札形態はすべて郵便入札である。」との答弁があり、委員から、今年一月から現在までで入札が中止となった件数と理由についてただしたのに対し、「三件あり、市のミスによる積算誤りが二件、記載誤りが一件である。」との答弁があり、委員から、五月十四日に開札された、ため池工事が中止となった経緯と状況についてただしたのに対し、「十九者の参加があり五月十四日に開札後、立会人から最低制限価格の確認を求められたが間違いはなく開札は終了したが、午後になって、設計した担当課から設計書に違算があったと報告を受けた。間違いのまま入札行為を続けることは良くないと判断し入札を中止する決定をし、そのことを落札業者に報告したが納得してもらえなかった。翌十五日に落札業者が話を聞きに来庁されたが、会議中で出会えず午後四時に直接落札業者を訪問し説明をしたが納得してもらえず、翌日再度訪問し、もう一度詳しく経緯を説明したが、納得してもらえなかった。奈良県の担当と弁護士に相談し意見をもらおうと『間違った状態で続けるのは適当でない。』との回答を受け、落札業者に電話で現状報告をした。直近では、六月四日に再度当該落札業者を訪問し、契約を締結できないこと並びに入札については正しい数字で再度公告をしたい旨を伝えた。現在も説明を続けている。」との答弁があり、委員から、去年も入札誤りがあり再発防止に向けて取り組むとのことであったが、入札方法や最低制限価格の公表等改善していくのかただしたのに対し、「立会人に口頭で言われて開札中に職員が動いたのは適当でなかった。最低制限価格の公表については、試行期間中であり総合的に検討する。」との答弁があり、委員から、入札をし契約をする特別

な部署については、経験や仕事に熟知した人員配置が必要ではないかとただしたのに対し、「契約は非常に重要でありミスは許されない。経験があり仕事を理解している人を配置する必要性は痛感している。人事異動に関しては他課においても適材適所が重要なポイントと理解している。この件に関しても契約行為を任せられる人材として配置しているが、今後はその職責を担う職員の意識を高めるよう指導する。人事異動に関しては適正に行っていると考えている。」との答弁があり、委員から、この件に関して市長の考えをただしたのに対し、「あつてはならないことで大変遺憾に思っており、業者に御迷惑を掛け申し訳なく思っている。全員でのチェック態勢をするよう進めている。落札業者には御理解いただけるよう誠心誠意尽くして鋭意努力してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、入札制度の見直しの検討や、市民に迷惑の掛からない行政運営をするよう意見がありました。また、委員から、ため池工事の目的と周辺住民に理解を得ているのかただしたのに対し、「工事の目的は、堤体と取水工事である。地元には担当課から入札中止の説明をした。また、地域全員に理解を得たわけではないが、代表の方に話をしたときに、別の方法をとれば、同じような機能を果たせるということを確認している。」との答弁がありました。委員から、奈良県の対応を直接聞いたところ、こちらに過失があるなら和解の方向で解決することであったが、入札審査会の考え方にいてただしたのに対し、「入札審査会の結論としては違算のまま契約すべきではなく正しい金額で契約すべきである。そのことを相手方に理解してもらえよう伝えていくべきである。」との答弁があり、委員から、根本的な解決策についてただしたのに対し、「最低制限価格やチェック態勢も先進的な事例を学び検証し、改正すべきところは改正し、二度とないように努力していく。」との答弁がありました。

二 きすみ館の大規模改修の繰越しについてただしたのに対し、「二 昨年の基本構想の中で予定していたが、実施設計で金額が跳ね上がったため、見直しを行い繰越しに至ったものである。」との答弁があり、委員から、七月から九月までの三箇月間、営業時間が二時間延長されるがそれに対する予算についてただしたのに対し、「灯油代が安くなり不用額が出るため時間外手当に流用していく。」との答弁があり、委員から、二時間延長することによる人員態勢についてただしたのに対し、「臨時職員四名と補助員一名によりシフトして対応する。」との答弁があり、委員から、超過勤務手当についてただしたのに対し、「臨時職員には超過勤務をしてもらわないようにしているが、時間外手当は出すが、割増はしていない。」との答弁がありました。また、委員から、法律に反することについてただしたのに対し、「労働基準法に違反しないよう考えていく。」との答弁がありました。

三 陸上自衛隊駐屯地の誘致候補地におけるヘリポートや消防学校の整備についてただしたのに対し、「ヘリポートを併設した駐屯地の誘致を目指す構想の中で、県のできることであり、広域の防災拠点という観点から消防学校を設置することもできるとして防衛省にアプローチして

く手法により駐屯地の誘致を進めていくものである。」との答弁があり、委員から、ヘリポートの誘致についてただしたのに対し、「県と連携を図って候補地を絞り込んで要望活動を展開していく。」との答弁がありました。委員から、誘致においては騒音等地域住民の理解を得られる形で進めてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、ヘリポートを併設とあるが陸上自衛隊駐屯地誘致が目的ではないのか、ただしたのに対し、「最終目的はあくまで駐屯地の誘致であるが、大規模災害に迅速に対応する防災拠点としてヘリポートを併設することを売り文句にして進めているものである。」との答弁があり、委員から、基本的に自衛隊は国防が主であるため、国防を打ち出し市長が単独でも要望していく必要があるとただしたのに対し、「防衛省に要望するには、県を通じて手続を踏まなければ難しい。ただし、国会議員等への要望はできるかぎり行っていく。また、誘致についての基本原則は陸上自衛隊駐屯地であるが、紀伊半島大水害の教訓でヘリポートが必要であるため、紀伊半島の中央という位置付けの中、駐屯地誘致に先行してヘリポートの併設を知事とともに進めることにより、駐屯地の誘致が早くなると考えている。」との答弁があり、委員から、駐屯地を真剣に誘致するなら国防を前面に出し演習場等も考えていくことが必要ではないのか、ただしたのに対し、「真剣にやっている。国防という面では奈良県以外の近畿一円には駐屯地がある。防衛省においては国防が基本原則であるが、国内における災害に対応することも明記されている。東南海地震を想定したとき、津波の心配がない奈良県は、災害という位置付けをメインに要望してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、災害とともに国防も訴えながら駐屯地の誘致をお願いしたいとの意見がありました。

昼食のため午前十一時五十分に休憩に入り、午後一時に審査を再開いたしました。

四 請負契約や委託契約において、契約内容以外の業務やサービスの提供を要求することについてただしたのに対し、「実態について全て把握していないが、基本的には契約内容をきちっと双方で確認し、意思疎通した上で履行するよう職員に通知する。」との答弁があり、委員から、職員の意識改革をお願いしたいとの意見がありました。

五 障害を持つておられる方の職員採用についてただしたのに対し、「平成二十八年度は一名の採用枠であるが、障害の程度による仕事への適を見極め、先進地等も参考にしながら採用の枠を拡大できるように検討してまいりたい。」との答弁がありました。

六 市長の所信表明の中に「持続可能な市政を実現させるために、五條市にとって真に必要なものを見極め、」とあるが、真に必要なものとは何か。また、「五條市が持つ魅力を最大限に引き出し、」とあり、その後「地域産業の振興に取り組んでまいります。」とあるが、地域産業とはどういうものを想定しているのか、ただしたのに対し、「地域産業については、農業、柿振興である。五條市が持つ魅力については、例

えば五新鉄道、萌の朱雀の記念碑等であるが、それぞれの部署で考えている。」との答弁があり、委員から、職員も意識をもってまちづくりにつなげてもらいたいとの意見がありました。また、真に必要なものを見極めということについては、「予算編成及び執行において、意識改革や事業の見直しをすること並びに五條市版の総合戦略やまちづくり構想の策定において見極めていくものである。」との答弁がありました。

七 県費や市費で配属されている学校の講師の就労状況については、「県費の講師については、教諭が欠員や配属されなかった場合に配属されるもので、市費の講師については、県費の講師が賄われなかった場合に市費で出していて、県費の講師とは報酬が違う。」との答弁があり、委員から、講師の実就労時間、報酬体系等についてただしたのに対し、「超過勤務手当はなく、代わりに調整手当として県費も市費も四パーセントを支給している。」との答弁があり、委員から、県費と市費の報酬の差がないのが現状である。五條市も県費より「県費と市費の講師の報酬については、どの市町村とも差があり市費が県費を上回っていると現状である。五條市も県費より低い設定になっている。ただ、調整手当については、教諭、県費・市費の講師も同じ四パーセントであり、その中に校外学習・学校行事・職員会議等が含まれるものである。また、部活動の手当等同じ形で出しているものである。ただ、教諭も講師も遅くまで残っている人もいるので、働きやすいようにもって行けるよう探って行かなければならない。」との答弁があり、委員から、比較的若い方が多い講師を育成する意味でも、講師の境遇・待遇の改善に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

八 今後、防災拠点となる（仮称）五條総合体育館の防災設備等の取組についてただしたのに対し、「検討内容としては、避難時の収容人数を一千人と想定し、一九・五平方メートルの倉庫部分にパーティション三百九十六セット、毛布一千五百六十枚、簡易トイレ七十五台、飲料水二百七十ケース、アルファ米百三十五ケースの配備を考えている。」との答弁があり、委員から、パーティションはトイレを囲うのに十分なものかただしたのに対し、「高さが一・〇メートルなので課題になる。」との答弁があり、委員から、しゅん工までに検討し間に合わせてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、スペースを基準に考えるだけでなく、利便性を考えて検討してもらいたいとの意見がありました。

九 水道メーターの検針の委託先についてただしたのに対し、「株式会社アカツキである。」との答弁があり、委員から、その会社の検針員がインフルエンザにかかり体調不良であっても、代わりの人がいなくて検針に行かされたということを聞いたが、行政としての指導についてただしたのに対し、「後日業者を呼び確認をし、そんなときのために予備の方を置いてもらうよう指導した。」との答弁がありました。

十 消防団の格納庫で築年数が古く、構造的に耐震性がなかったり環境的に悪い状態のもの建て替えについてただしたのに対し、「地元から

建て替えの要望もあり、消防団と調整しながら計画的に進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、地区の実状に応じて考えてもらいたいとの意見がありました。

十一 印刷物の発注仕様についてただしたのに対し、「例えば紙質、大きさ、枚数、納入方法等であり、ポスター等ではレイアウトの配置を示したりデザインの工夫をお願いしている。」との答弁があり、委員から、デザインを含んだ発注であれば、デザインを仕様書に書くべきで、印刷代だけでデザインをさせることについてただしたのに対し、「相手方との契約の内容を履行するよう周知してまいりたい。」との答弁があり、委員から、馴れ合いにならないよう意識を持つて取り組んでもらいたいとの意見がありました。

十二 修学旅行の行き先や内容の保護者への周知と理解についてただしたのに対し、「保護者説明会を開いて説明をしている。」との答弁があり、委員から、宿泊先等安全面の確認についてただしたのに対し、「学校の主体性を尊重し、安全面については学校において事前に調査している。教育委員会としても学校からの届出内容や事前の調査内容を確認してまいりたい。」との答弁がありました。

十三 子育て支援マップについてただしたのに対し、「子育てに不安を抱かれている方に対し、必要なものと考えている。他市等の状況を調べて取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、時間外医療機関の電話番号等の情報も組み入れてもらいたいとの意見がありました。

十四 西吉野の百谷地区及び赤松地区の簡易水道事業の計画についてただしたのに対し、「百谷地区の簡易水道の計画については、現在、宗松上地区を施工中であり、終了した後、三件から四件要望書がきているので、緊急性を考慮し精査してまいりたい。」との答弁があり、委員から、高齢化が進んでおり、できるだけ早くお願いしたいとの意見がありました。

十五 奈良県軟式野球連盟五條支部に対する補助金についてただしたのに対し、「補助金を出している。」との答弁があり、委員から、平成二十七年六月二十日に行われる第十六回ろうきん杯少年野球大会に五條市と五條市教育委員会が後援しているが、主催者である五條未来の会についてただしたのに対し、「後援については、奈良県軟式野球連盟五條支部から依頼があり、大会の趣旨に賛同して後援したものであり、五條未来の会については承知していません。」との答弁がありました。

午後二時二十二分に休憩に入り、午後二時三十九分に審査を再開しました。

休憩前の質問に対し、「五條未来の会は有志あるいは任意の会として、五名から六名の会と聞いている。また、この大会は、アスカ杯、ろうきん杯として協賛していただき継続的に開催されてきたが、アスカ杯の協賛がなくなり、今回新たに参加していただいたと聞いている。」との答弁があり、委員から、この会からお金が出ているのかただしたのに対し、「そのように思っている。」との答弁があり、委員から、五

條未來の会のメンバーについてただしたのに対し、「今は分からない。」との答弁がありました。

意見調整のため午後二時四十五分に休憩に入り、午後三時二十九分に審査を再開しました。

休憩前の質問に対し、「五條未來の会は、サッカー等子供たちのために年間十万円程度の支援をしている団体である。メンバーについては、個人情報関係で言えないが、その他の方も市内在住の方で、私もよく知っている方がいる。」との答弁があり、委員から、安心したが、大会に対してお金を出してくれる企業等が少なくなっている状況で応援してもらえるのは大変有り難いが、市として予算を組むことについてただしたのに対し、「予算的に難しいかも分からないが、実状を聞いて要望などを出してもらおうよう進めてまいりたい。」との答弁がありました。

以上、総括質問が終了し、十一日の審査は午後三時三十五分に終了しました。

翌十二日は、午前十時から審査を再開しました。

最初に、歳出予算の審査を行いました。

歳出予算の質疑の概要を申し上げます。

初めに、総務費についてであります。

一 ドライブレコーダー導入促進事業補助金の一人当たりの補助金額についてただしたのに対し、「装着費用の二分の一を補助するもので、上限一万円である。」との答弁があり、委員から、市の公用車への装着についてただしたのに対し、「当初予算で十台分計上した。」との答弁がありました。

二 旧二見公民館解体撤去工事費と(仮称)二見地区集会所新築工事設計業務委託料は川端地域の要望に基づくものかただしたのに対し、「五條市クリーンオアシス建設に伴う二見地区自治連合会からの要望に基づくものである。」との答弁があり、委員から、集会所改修工事についてただしたのに対し、「(仮称)二見地区集会所新築工事とは別の場所、二見大日町集会所の改修である。」との答弁がありました。また、委員から、(仮称)二見地区集会所新築工事設計業務委託料が四百九十九万円と高額であるが、面積と高額になる理由についてただしたのに対し、「面積は一三〇平方メートルで平屋建てである。理由としては、公共建築物の設計業務においては、土木設計業務と比較して非常に安いという背景があり、平成二十一年に国土交通省の告示により設計方針が変わったが、なかなか浸透しなかった。このたび国土交通省からの告示を遵守し、公共建築物の設計業務の積算について配慮することとし、平成二十三年度からこの積算になっているものである。」との答弁

があり、委員から、建物の予定金額についてただしたのに対し、「二千五百万円を想定している。」との答弁があり、一般的に考えて設計金額は、建築価格の一〇パーセント程度であり、予算計上されている金額は大変高額だと思う。また、建築価格は集会所としては高額である。入札方法についてただしたのに対し、「今までどおりの運用を考えている。」との答弁があり、委員から、税金を使うので入札方法を工夫するなどして価格を抑えるよう考えてもらいたいとの意見がありました。

三 旧二見公民館解体撤去工事に係る設計業務委託料の解体面積についてただしたのに対し、「約一〇〇坪である。」との答弁があり、委員から、委託料の積算基準についてただしたのに対し、「国土交通省の告示に基づき建物の種類及び面積に応じて算出している。」との答弁があり、委員から、(仮称)二見地区集会所新築工事と旧二見公民館解体撤去工事の場所についてただしたのに対し、「解体撤去した場所に新築する。」との答弁がありました。

四 公用車へのドライブレコーダー設置の予算科目についてただしたのに対し、「当初予算の財産管理費で計上している。」との答弁があり、委員から、ドライブレコーダー導入促進事業補助金を五十台とした根拠についてただしたのに対し、「まず、五條市内の自動車登録台数が二万七千台あるが、警察とも相談し約一パーセントの二百七十台の申請があると想定をした。また、日本学術会議での検討では平成三十三年までにドライブレコーダーの標準装備を考えているとのことなので、二百七十台に対し六年間掛けて補助を出すものである。」との答弁があり、委員から、応募状況に応じて補助を増やすことを検討してもらいたいとの意見がありました。

五 集会所の設置基準についてただしたのに対し、「集会所は地元が建てるものとなっており、市から補助金の規程に基づき五百万円を上限に補助することができる。」との答弁があり、委員から、公民館の設置基準についてただしたのに対し、「公民館は市内に十八箇所あり、教育財産である。維持管理費も市が負担している。」との答弁がありました。

六 個別配布業務委託料の件数等についてただしたのに対し、「合併十周年記念事業の広報特別号を新聞折り込みで配布するに当たり、新聞購読をしていない市民に個別配布するもので、業者に単価四十五円で委託し、二千四百件配布するものである。」との答弁があり、委員から、合併十周年記念事業開催委託料の内容についてただしたのに対し、「現時点では、合併十周年のビデオ制作の関係費用に百万円、記念式典に百五十万円、奈良フィルハーモニー管弦楽団の公演経費に四十万円を見込んでいます。」との答弁があり、委員から、業者選定についてただしたのに対し、「ソフト的な部分があるので、例えばプロポザルによる業者選定等を考えている。」との答弁がありました。

七 通知カード・個人番号カード関連事務交付金の内容についてただしたのに対し、「地方公共団体情報システム機構に交付事務やカード製作

の全てを委任するための交付金である。金額については、総費用を総人口で割り一人当たりの単価を出し、五條市の人口を乗じて算出したものである。」との答弁があり、委員から、十月から実施される事業に対して補正予算となった理由及び事業実施への影響についてただしたのに対し、「当初予算要求時には金額が確定していなかったものである。また、事業実施が遅れることはない。」との答弁がありました。

午前十時五十八分に休憩に入り、午前十一時十三分に審査を再開しました。

次に、民生費、衛生費、農林業費及び商工費についてであります。

八 五條市商工等活性化事業補助金の内容についてただしたのに対し、「五條どえらいうまいもんフェスタに百五十万円、プレミアム商品スタンプラリーに九十万円、ワンコイン登録店実施事業に九十万円を補助するものである。」との答弁があり、委員から、五條市青空市場補助金の内容についてただしたのに対し、「昨年は百二十万円の補助金であったが、今年は、昨年と同じ場所での開催と、もう一箇所二見地区での開催を考えており、合計二箇所を考えている。」との答弁があり、委員から、昨年の予算計上についてただしたのに対し、「昨年は、当初予算への計上はなく、辯天宗から整備した駐車場を活用してくださいという申し出があったことや、五月に旅行会社が五條市で五新鉄道ウォーキングを千人規模ですとの話があり、五條市の活性化につなげるため、六月に関係団体と調整をし、このイベントを開催することとなった。しかし、九月に開催するため、六月の補正予算の要求に間に合わず、予備費で対応したものである。」との答弁がありました。

九 スズメバチ駆除費補助金の内容についてただしたのに対し、「スズメバチの駆除を養蜂業者に依頼して駆除する場合の補助金である。」との答弁がありました。

十 みどり園周辺地域環境整備事業交付金追加の内容についてただしたのに対し、「周辺三地区の北山地区、西久留野地区、越替地区からの要望事業についての交付金で、北山地区と西久留野地区については当初予算に計上しているが、越替地区については整理が遅れていたため当初予算に間に合わなかったものである。」との答弁があり、委員から、この事業の終了時期についてただしたのに対し、「まだ数年は掛かる予定であり、みどり園での処理が終わっても整備は引き続き行われる。」との答弁がありました。

十一 青空市場の主催者についてただしたのに対し、「青空市場については実行委員会が主催しており、二見地区についても、川端や周辺の自治会等で実行委員会を作る段取りである。」との答弁があり、委員から、自発的にイベントをする場合と市からお願ひしている場合の補助金については、公平・公正にお願いしたいとの意見とともに、百五十万円の補助金の根拠についてただしたのに対し、「テント代、光熱水費、音響代等を積算したものである。」との答弁があり、委員から、なんゅう祭への補助金が五十万円多いことについてただしたのに対し、「県

南部東部二十団体の規模で行っており、一千二百万円ほどの費用が掛かっている。来場者については二万人と聞いており、青空市場は一万人と把握している。」との答弁があり、委員から、なんゅう祭の主催者についてただしたのに対し、「各市町村が集まって実行委員会を作ることになる。」との答弁があり、委員から、公平・公正に対応してもらいたいとの意見がありました。

十二 老人福祉施設費の基本計画策定業務委託料の内訳についてただしたのに対し、「事業・運営計画三百九十六万円、土木基本計画二百九万円、測量百四十万円、建築概略計画百二十八万円、検討委員会運営支援四百五十五万円、報告書作成百二十一万円、合計一千四百四十九万円、消費税込みで一千五百六十四万九千円である。」との答弁がありましたが、詳細な内容が必要であるため一覧表の提出を求め、資料が配布され委員の質問が終了しました。

昼食のため午前十一時三十八分に休憩に入り、午後零時五十八分に審査を再開しました。

十三 基本計画策定業務委託料を補正予算に計上するに至った経緯・経過についてただしたのに対し、「花咲寮の建て替えについては、補助金がなく過疎債が唯一の手段であるが、過疎債は平成三十二年度で終了する見込みであるため、平成三十二年度までには着工をしなければならぬ。昨年度の補正予算で基本構想を策定して、今年二月に検討委員会の答申が出された。本来であれば、三月に厚生建設常任委員会で報告すべきであったが、市長選挙もあり、先日の厚生建設常任委員会での報告となった次第である。」との答弁があり、委員から、候補地を決定した理由についてただしたのに対し、「選定理由としては、八条件あり、一点目は、第五次五條市総合計画で二見地区は福祉ゾーンという位置付けであること。二点目は、福祉避難所の役目を担うため災害の危険性が低いこと。三点目は、官有地が望ましいが、官有地でない場合は合意形成が容易な民有地であること。四点目は、法規制の条件として市街化区域であること。五点目は、地形条件として平坦地が望ましいこと。六点目は、生活利便施設に近いこと。七点目に、インフラ施設が整備済みの場所が望ましいこと。八点目に、敷地面積が五千平方メートルから一万平方メートル程度が必要と考えたものである。」との答弁がありました。また、委員から、測量場所についてただしたのに対し、「庁内検討委員会で選定した二見五丁目の特別養護老人ホームハートランド五條の横である。」との答弁があり、委員から、この場所が一番安価であるのかただしたのに対し、「その通りである。」との答弁がありました。また、委員から、検討委員会運営支援四百五十五万円の内容についてただしたのに対し、「基本計画を策定するにあたって行われる庁内及び庁外検討委員会の資料作成、出席、議事録作成並びに打合せや報告書作成に係るコンサルの件費等である。」との答弁がありました。

十四 保健福祉センターテラス改修工事の概要についてただしたのに対し、「正面玄関から入ったところから見えるウッドデッキが設置されて

から十五年が経過し老朽化しているため改修するもので、広さが二一平方メートルある。現在は段差があるため土を入れて表面をモルタルで被覆することを考えている。」との答弁があり、委員から、土間コンクリートの上に擬木やゴム製のチップを被覆することについていただいたのに対し、「予算としては、土間コンクリートまでしか入っていない。」との答弁があり、委員から、妊娠婦や小さい子供からお年寄りまで幅広く使用する施設であるため、土間コンクリート仕上げは適さない。利用者が安全で安心して使用できるテラスとなるよう考えてもらいたいとの意見とともに、改修工事費の内訳についてただしたのに対し、「内訳としては、養生等が九万一千円、ウッドデッキの解体撤去工事費が五十九万円、土・コンクリート・排水の確保等の修繕工事費が三百二十二万二千元、廃材等の処分費が三万七千元、共通仮設費の経費が二十一万円、現場管理費が五十八万八千元、一般管理費が五十三万二千元の合計五百二十七万円、消費税込みで五百六十九万二千元である。」との答弁があり、委員から、樹木の移植についてただしたのに対し、「安全確保のため見通がよくなるよう伐採するもので、移植は検討していない。」との答弁があり、委員から、市で買った財産であると同時に生き物なので、今後は樹木を撤去する場合には移植等の検討をお願いしたいとの意見がありました。

十五 地域包括ケアシステム全体構想策定業務の内容についてただしたのに対し、「地域包括ケアシステムの構築のため、五條市を中学校区を単位として六つの圏域に分けて圏域ごとに地域の実情やニーズを把握し、分析や課題の抽出を行い、必要な施策やサービスの提供について策定する。その後、各圏域の内容を集約して五條市全体の地域包括ケアシステム構築に向けた全体構想を策定するものである。」との答弁があり、委員から、対象者についてただしたのに対し、「介護を受けている方と限定はしていない。介護を受ける前に地域で包括的に見守り、介護を受けないようにするものである。」との答弁がありました。また、委員から、地域ごとに事情が違うが費用は一律なのかただしたのに対し、「地域ごとの費用ではない。ただ、山間地や住宅密集地など、地域ごとに状況が違うので、打合せを重ね適切に地域包括ケアシステム全体構想を策定していく。」との答弁がありました。

十六 みどり園の修繕料追加の内容についてただしたのに対し、「一・二号炉については、ガスの冷却室内部の耐火物のひび割れ、煙突の入り口付近の煙道の腐食、燃焼用の空気余熱管の腐食詰まり、また、炉のホッパー管の水冷ジャケットの水漏れ及び灰固化加湿ポンプの修繕である。」との答弁があり、委員から、当初予算に計上できなかった理由についてただしたのに対し、「本来は目視により修繕部分の確認を行うが、目視で分からない部分について、二月から三月まで炉を休止して修繕をした際に、新たに修繕の必要な箇所が五箇所確認され、後二年の運転ではあるが、修理しなければ焼却炉が停止する可能性もあるため、今回予算計上したものである。」との答弁があり、委員から、先ほど

の保健福祉センターテラス改修工事においても、政策的な経費でないものが当初予算に計上されていないのは、職員の職務怠慢ではないのか
ただしたのに対し、市長から、「昨年度も予算要求があったが、高額であり再検討をするよう保留した経緯がある。今年の当初予算でも要求
されてきたが見直すよう指示をしたため、今回の補正予算となったものである。」との答弁がありました。

午後一時四十五分に休憩に入り、午後一時五十九分に審査を再開しました。

次に、土木費、消防費及び教育費についてであります。

十七 道路新設改良費の用地購入の内容についてただしたのに対し、「二見五丁目の市道二見五号線の道路改良事業に伴う用地購入費で相手先
は三件ある。平米単価は、一万七千円であり、不動産鑑定を依頼して鑑定価格で算出している。」との答弁がありました。

十八 (仮称)五條総合体育館活用推進業務委託料の内容についてただしたのに対し、「競技種目の提案・利活用、体育館を核にした上野公
園全体の整備・PR等について、若手職員やスポーツ関係者を中心とした推進会議・懇話会を立ち上げ、その会議の進行・助言・取りまと
め・資料の作成等を委託するものである。」との答弁があり、業者の選定についてただしたのに対し、「奈良県に紹介を求め、ム
ジークフェストなら、平城遷都千三百年祭等の事業に関わった実績のあるところを考えている。」との答弁があり、委員から、アドバイスを
もらうのはいいが、委員の意向を十分に反映されるよう進めてもらいたいとの意見とともに、委員会の構成についてただしたのに対し、「人
選については、今から進めていくものであるが、職員については業務に支障のないよう時間外にボランティアで参加してもらうことを考えて
いる。」との答弁があり、委員から、人選については、例えば学校関係、防災関係、体育協会関係等でどんな方がぐらいいは想定しないと進め
られないとの意見がありました。

十九 プール施設利用助成金の内容についてただしたのに対し、「平成二十六年度に引き続き、平成二十七年度も上野公園市民プールを休止す
ることに対し、公園運営及び整備検討委員会からの意見もあり、五條市に一番近い橋本市民プールを五條市民に利用してもらうため、橋本市
民プールと上野公園の市民プールとの差額に対して助成をするものである。」との答弁があり、委員から、今後の助成についてただしたのに
対し、「今年の利用状況を見て、上野公園の市民プールが引き続き今の状態になるのであれば、検討していきたい。」との答弁があり、委員
から、橋本市民プールへの交通手段についてただしたのに対し、「橋本駅からは無料の送迎バスがあるが、交通費の補助はない。」との答弁
があり、委員から、助成の方法についてただしたのに対し、「上野公園市民プールと同額で橋本市民プールを利用できる利用券を本庁舎では
閉庁日以外に、上野公園及び中央公園では休園日以外に販売し、市民に購入いただき、橋本市民プールで使用してもらおうと考えている。」

との答弁があり、委員から、市民にとって利便性が悪いことについてただしたのに対し、「今年の利用状況を勘案しながら来年に向けて協議してまいりたい。」との意見があり、委員から、計画性をもって取り組んでもらいたいとの意見がありました。

二十 新町地区イベント補助金の内容についてただしたのに対し、「七月から八月にかけて、新町通りの西の端にある岡橋邸において、美術プロジェクトを開催する。内容としては、現代アートを受け入れやすくすることを考え、作家と来場者が対話をしながらアートを見ていただくことや、夜間照明により町家の美しさを引き立たせることや、週末には、プロのアーティストや楽団に来てもらうものである。また、町家の軒先に風鈴をかざして、音のおもてなしをする予定である。」との答弁があり、委員から、主催者についてただしたのに対し、「特定非営利活動法人 大和社中である。」との答弁があり、委員から、補助金なので決算書等の整備をお願いするとの意見がありました。

二十一 五條インター周辺地域振興拠点施設整備基本設計業務と昨年の活性化調査業務の内容についてただしたのに対し、「昨年は、基本コンセプト、必要機能、候補地、施設整備イメージ等、必要施設の規模を検討し、今回はそれらを基に基本設計をしていくものである。」との答弁があり、委員から、前年度の調査の成果品を示してもらっていないので継続する予算の検討が難しいとの意見がありました。

意見調整のため午後二時四十五分に休憩に入り、午後三時十四分に審査を再開しました。

再開後、京奈和五條インター周辺活性化調査業務委託の概要版を配布するとともに、概要について説明がありました。

委員から、この中に示されている三箇所以外の候補地についてただしたのに対し、「地域包括協定の中で違う候補地が出てくる可能性もある。」との答弁がありました。

二十二 防災行政無線整備の内容についてただしたのに対し、「平成二十七年度に西吉野地区、平成二十八年度に五條地区を整備するもので、親局を本庁に設置し、中継局を西吉野町黒淵と大塔町天辻にそれぞれ一基設置し、不感地帯を補助するため再送信子局を大阿太、大深、百谷、平雄の四箇所を設置するものである。そして、スピーカーを西吉野町に四十箇所、五條地区に八十箇所設置し情報を伝達するシステムである。また、屋内用の個別受信機を百箇所設置する。」との答弁があり、委員から、西吉野地区四十箇所四億円掛かると五條地区の八十箇所は倍の費用が掛かるのかただしたのに対し、「親局や再送信子局の整備は初年度にするため、初年度は割高となる。」との答弁があり、委員から、防災行政無線以外の検討についてただしたのに対し、「防災ラジオ、携帯電話網を使う情報告知システム、ケーブルテレビ等について検討し、それぞれのメリット・デメリットを勘案して、個別受信機を採用した。」との答弁があり、委員から、防災行政無線全てを防災ラジオにした場合の試算についてただしたのに対し、「資料を持っていない。」との答弁があり、委員から、緊急時のエリアメール等があるが、五條市内

における携帯電話の保有台数についてただしたのに対し、「平成二十五年九月末の奈良県における携帯電話保有率は九六・八パーセントである。」との答弁があり、委員から、携帯電話を持っていない方や携帯電話の電波の届かない場所等への対応についてただしたのに対し、「要配慮者に対しては、その方を支援する自主防災会、消防団、警察等に個別受信機を設置し対応する。」との答弁があり、委員から、ランニングコストについてただしたのに対し、「年間三百万円から四百万円である。」との答弁があり、委員から、スピーカーに近い方や遠い方から音量による苦情がないようお願いしたいとの意見がありました。

二十三 下水道整備費の浸水対策検討業務の内容についてただしたのに対し、「新し尿処理施設の建て替えに関する要望書にある二見地区全体の治水対策として、地域全体の治水・浸水対策、水路改修をどの箇所で行うかを検討する業務である。」との答弁がありました。

歳入予算についての質疑はありませんでした。

以上、全ての審査終了後、委員から、議第四十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第一号）議定に対し、修正案を提出するたため暫時休憩を求める意見があり、午後三時四十六分に休憩に入り、午後七時十八分に審査を再開しました。

再開後、議第四十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第一号）議定に対し、牧野雅一委員から修正案が提出されました。修正内容は、老人福祉施設費の基本計画策定業務委託料については、花咲寮の老朽化に伴い、新たに建設を行うための基本計画策定の業務委託であり、今後、是非必要な施設である。しかしながら、総事業費が十三億七千万円と高額で補助対象でもないため、事業費等々を所管する委員会で十分協議をした上で、予算化すべきものと判断し、今回の補正予算への計上は、今後、協議に必要な資料作成予算を除き、減額修正するとともに、その財源を減額修正するものであるとの提案理由の説明がありました。修正案に対する質疑はなく、また、原案及び修正案に対する討論もありませんでした。続いて、修正案を起立により採決をした結果、起立全員により修正可決すべきものと決定し、その後、修正部分を除いた原案について採決をした結果、その他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、議第四十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第一号）議定に対する附帯決議が提出され、趣旨説明が行われ、質疑及び討論はなく、起立により採決をした結果、否決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は修正であります。

お諮りいたします。本件は委員長の報告のとおり修正とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀）起立全員であります。

よって本案は委員長の報告のとおり修正議決されました。

○議長（窪 佳秀）引き続き、ただいまから修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）この際、お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任された
と思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第四、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）同第三号、五條市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第三号、五條市固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員の青山智博氏が、平成二十七年三月三十一日をもって退任されたため、その後任として、お手元にお配りしておりますように、五條市副市長 榎内成吉の選任をお願いするものであります。

榎内副市長は行政経験が豊富で、固定資産評価員として適任者であります。

議員各位には何とぞ御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められるところであります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 一 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
 - 二 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
 - 三 自治体などの取組について家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
 - 四 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年六月十九日

五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よつて本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立全員であります。

よつて本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第六、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 発議第十号、五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を総務文教常任委員会に委任する決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十七年六月十九日提出

	提出者	五條市議会議員	吉田雅範
	賛成者	五條市議会議員	益田吉博
〃		福塚	実
〃		吉田	正
〃		宗部	康寛
〃		牧野	雅一

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明を求めます。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を総務文教常任委員会に委任する決議（案）

五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を総務文教常任委員会に委任し、検査の期限は、検査が終了するまでとし、閉会中もおお検査を行うことができることを決議する。

平成二十七年六月十九日

五 條 市 議 会

以上、議案の趣旨説明を申し上げましたが、議員各位には何とぞよろしく御賛同賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項を検査するというところでございますけれども、この後援依頼に関する事項というのは、どのような事項でございましょうか。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）予算審査特別委員会にも質問させていただいたのですけれども、五條市の少年野球ろうきん杯のことについてでございます。

（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる、ろうきん杯に係る何を検査されるのですか。（「十番」の声あり）

- 議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。
- 十番（吉田雅範） 内容についてでございます。（「九番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。
- 九番（山口耕司） ろうきん杯の内容を具体的に教えていただけませんか。（「十番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。
- 十番（吉田雅範） ろうきん杯は元々あったものでございますけれども、そこに協賛といいますが、主催といいますが、その五條市未来の会等々についての審査をしていただくために提出させていただきました。（「九番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。
- 九番（山口耕司） 私は委員長をさせていただきました予算審査特別委員会でもこの件が取りざたされておりました。このろうきん杯についての説明は、この中で終わったと考えることでございますけれども、それ以上何を審査されるのか、教えていただけますか。（「十番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。
- 十番（吉田雅範） それと同時に、違う依頼文書が出てまいりましたので、それについての調査をお願いしたいと思います。（「九番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。
- 九番（山口耕司） いわゆる違う文書と今おっしゃっていただきましたけれども、違う文書とは一体どういうものなのか、教えてもらえますか。（「十番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。
- 十番（吉田雅範） 個人情報保護の観点から申し上げることはできません。それを委員会ですべていただきたいと思います。
- 以上でございます。（「九番」の声あり）
- 議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。
- 九番（山口耕司） どうして予算審査特別委員会ですの件を出されなかった理由を教えてください。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そのときはありませんでした。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そのときはなかったということでございます。後ほどからその書面が出てきたということですか。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうでございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。（議場に声あり）

○九番（山口耕司） 後ほど出てきたことでこの九十八条、調査権を付けるということ判断せよと言われても、なかなかそういう判断はできないことと考えますけれども、具体的にその書面を見て判断したいと思えますが、できればお示ししていただきたいと思います。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 議長、そしたら個人名というか、会社名とか出てくるけれども、それはよろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩に入る

午後零時十五分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

吉田雅範議員の発議に対する山口耕司議員の発言を求めます。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 今個人的な名前前で議場では出せないという話でございました。

特にこの間に争点となるのは、九十八条でろうきん杯を主催した側のことの問題なのか、それに対しての行政の在り方を調査するのか、その辺を教えてください。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 主催者に対して、そしてまた後援の五條市・五條市教育委員会の後援の在り方等の事務について調査したいと思います。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 主催者と後援の教育委員会に対しての九十八条であるというふうに答弁をいただきましたけれども、理事者側に教えてほしいのですけれども、この九十八条を付けるに当たりましてそういった外部団体の方に九十八条を付けられるのかどうか。その辺の法的な根拠が分かる方、理事者側として答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

検査の対象となりますのは、当該地方公共団体の事務に限られるというところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） ということは、外部団体には調査権はないというふうに判断させていただいてよろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

外部団体にはできないというふうに考えております。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） という理事者側の答弁でございますけれども、それでもなおかつこれを、調査を出されるのか、その辺の真意をお聞かせ願えますか。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かるところで結構でございます。個人的に外の部分が駄目というのでしたら、それは委員会等で解決していただいたら結構かと思えます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そして、先ほど見せていただいた文書でございますけれども、これは教育委員会として公文書扱いとしてやっているのか。

また、後援依頼についての公文書があったのかどうか、その辺聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの、多分山口議員が見ていただいた文書だと思うのですが、こちらが預かっているのは、一応団体の方から申請をいただきまして、決裁途中で止めています。申請の方はあったことはあったのですが、最終的に後援依頼というのは教育委員会に掛けなければならぬことで、途中で今止まっている状態です。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）おかしいですやん。後援依頼があつてそれで初めて決裁出してから案内文書が出るはずですよ。それが途中で止まっておりますということなんです。止まっておる文書であるというふうに捉えさせていただいてよろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よつて本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十二日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたし
たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十七年五條市一般会計補正予算を始め、多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、また円滑なる運営に
御尽力、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際しましては、本会議並びに各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の
一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶がございます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十七年第二回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして、慎重審議を賜り、誠にありがとうございます。

今議会に提出されました議案につきましては、可決、承認、同意等を得ましたことに心からお礼を申し上げます。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

後になりましたが、六月十七日に開催されました全国市議会議長会におきまして、評議員として会務運営に御尽力をされました窪議長及び益田議員に感謝状が授与されたということがあります。心より祝福と敬意を表します。

これから厳しい暑さに向かえるわけでありませんが、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、今後とも市政の発展と市民の幸せのために一層御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たってのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）これをもちまして、平成二十七年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午後零時二十四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 窪 佳 秀

署 名 議 員 養 田 全 康

署 名 議 員 平 岡 清 司

署名議員 牧野 雅 一